

令和 2 年 4 月 1 0 日

○条例

小田原市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例

小田原市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例をここに公布する。

令和 2 年 4 月 1 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 1 号

小田原市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の急速なまん延により地域経済及び市民生活に甚大な影響を及ぼすおそれのある事態に直面する状況に鑑み、これに対する地域経済対策、感染症予防対策等の緊急対策事業に要する経費に充てるため、小田原市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 一般会計歳入歳出予算で定める額の範囲内の額
- (2) 基金の趣旨に沿う寄附金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上してその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。